

郡上市自然環境保護条例

(目的)

第1条 この条例は、優れた自然を市民の貴重な資産として保存することにより、健康で快適な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自然の保護（自然環境の保全を含む。以下同じ。）に関する知識の普及と思想の高揚を図ること。
- (2) 土地利用計画の策定並びに自然の保護のために必要な調整及び自然の積極的な造成を図ること。
- (3) 自然の保護及び利用に関する施設の整備の推進を図ること。
- (4) 自然の保護のための団体の育成その他市民の行う自然の保護に関する自主的活動の助長を図ること。
- (5) 自然の保護に関する調査その他自然の保護のために構すべき施策の策定に必要な基礎調査を行うこと。

(住民の責務)

第3条 市民等（滞在者及び旅行者を含む。）は、市の自然の保護に関する施策に協力するとともに、進んで動植物の愛護、植樹緑化の促進等、自然の保護造成を図り、自然の汚染防止と美化に努め、良好な生活環境を確保するよう不断の努力をしなければならない。

(事業者の責務)

第4条 本市内において事業を行う者（以下「事業者」という。）は、市の自然の保護に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動による自然の破壊（自然環境の破壊を含む。）を防止するため、自然の改変を最小限度にとどめるとともに、その責任において、植生の回復その他自然の保護のための適切な措置を講じなければならない。

(自然環境保護地区の指定)

第5条 市長は、自然環境の保護のため、次に掲げる地区を自然環境保護地区として指定することができる。

- (1) 河川、丘陵、溪谷、森林、山岳等の所在する地域のうち、郷土緑地の良好な自然環境地区（次号において「良好な自然環境地区」という。）として将来にわたって保護することが必要な地区
- (2) 良好な自然環境地区で、当該地区の自然保護を図りつつ開発との調和を図ることが必要な地区
- (3) 市街地及びその周辺の地区のうち、良好な生活環境を形成する緑地として維持することが必要な地区

2 市長は、自然環境保護地区を指定しようとするときは、第10条に規定する郡上市自然環境保護審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、自然環境保護地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域に係る土地所有者の同意を得なければならない。

4 市長は、自然環境保護地区を指定したときは、その旨及びその区域並びにその内容を告示するとともに、関係図書を一般の縦覧に供さなければならない。

5 市長は、指定した自然環境保護地区について必要があると認めるときは、その区域を変更し、又は指定を解除することができる。

(標識の設置)

第6条 市長は、自然環境保護地区の指定をしたときは、当該地区である旨の標識を設けるものとする。

2 自然環境保護地区の区域内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(行為の制限)

第7条 自然環境保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為について市長と協議し、その同意を得なければならない。

(1) 木材を伐採し、又は植物を採取すること。

(2) 水面を埋め立て、又は水路を変更すること。

(3) 湿原、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(6) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

2 前項の同意には、自然環境保護地区の自然環境を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為で市長が定める基準に適合しないものについては、同項の同意をしてはならない。

4 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 自然環境の保護事業の執行として行う行為

(2) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境の保護に支障を及ぼすおそれがないもの

(3) 自然環境の保全に関する法令の規定により許可等を受けて行う行為

(4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境の保護に支障を及ぼすおそれがないもの

(5) 自然環境保護地区が指定され、又はその地区が拡張された際既に着手していた行為

(自然環境保護協定の締結)

第8条 宅地の造成その他規則で定める開発行為であって、規則で定める基準に該当する行為をしようとする者は、自然状態の改変を最小限度にとどめること、植生の回復を図ることその他自然環境の保護のために必要な事項を内容とする自然環境保護協定を市長と締結しなければならない。

(中止命令等)

第9条 市長は、自然環境の保護のために必要があると認めるときは、前条の規定による自然環境保護協定を締結せず同条に規定する行為を行った者に対して、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が困難な場合には、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(審議会を設置)

第10条 市長の諮問に応じ、本市における自然環境の保護に関する重要事項を調査審議するため、郡上市自然環境保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第11条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により選任された委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八幡町自然環境保護条例（昭和48年八幡町条例第43号）、大和町自然環境保護条例（昭和46年大和町条例第14号）、白鳥町自然環境保全条例（昭和48年白鳥町条例第18号）、高鷲村自然環境保全条例（昭和60年高鷲村条例第17号）、明宝村自然環境保全条例（平成3年明宝村条例第26号）又は和良村自然環境保護条例（昭和48年和良村条例第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。